

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定によつて、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十九年七月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
学科試験	平成一九年九月一三日（木） 午前一〇時から午前一一時三十分まで	広島市南区皆実町一丁目六番二九号 広島県保健環境センター
実地試験	平成一九年九月一三日（木） 午後一時から午後五時まで	

二 試験科目

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

- (一) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の鑑別）
- (二) 洗たく物の処理に関する技能（ワイシャツのアイロン仕上げ）

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律〔昭和三十年法律第五十四号〕附則第五項の規定により学校教育法第四十七条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成十九年八月八日（水）から平成十九年八月二十四日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、平成十九年八月二十四日までの消印があるもの限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県福祉保健部保健医療局生活衛生室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は広島県各保健所（海田分室を含む。）
- (二) 呉市保健所生活衛生課（〒七三七―〇〇四― 呉市和庄一丁目二番一三号）
- (三) 竹原市福祉保健課（〒七二五―八六六― 竹原市中央五丁目一番三五号）
- (四) 三原市市民生活課（〒七二三―八六〇― 三原市港町三丁目五番一号）
- (五) 尾道市生活環境課（〒七二二―八五〇― 尾道市久保一丁目一五番一号）

- (六) 福山市保健所総務課（〒七二〇―〇〇三二 福山市三吉町南二丁目一―一番二二号）
- (七) 府中市保健課（〒七二六―〇〇一一 府中市広谷町九一九番地三）
- (八) 三次市かいてき環境室（〒七二八―八五〇―一 三次市十日市中二丁目八番一号）
- (九) 庄原市保健医療課（〒七二七―八五〇―一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）
- (十) 大竹市保健介護課（〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一―一番一号）
- (十一) 東広島市環境保全課（〒七三九―八六〇―一 東広島市西条栄町八番二九号）
- (十二) 廿日市市環境政策課（〒七三八―八五〇―一 廿日市市下平良一丁目一―一番一号）
- (十三) 江田島市環境課（〒七三七―二三九二 江田島市能美町中町四八五九番地九）
- (十四) 海田町保健センター（〒七三六―八六〇―一 安芸郡海田町上市一四番一八号）
- (十五) 熊野町生活環境課（〒七三一―四二九二 安芸郡熊野町三八一五番地一）
- (十六) 坂町環境防災課（〒七三一―四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一―一番一号）
- (十七) 大崎上島町保健衛生課（〒七二五―〇四〇―一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番地）

### 3 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもので、縦十二・五センチメートル、横九センチメートル（手札判）のもの。裏面に氏名及び生年月日並びに撮影年月日を記入すること。）
- (四) 受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書若しくは資格認定書の写し。ただし、写しを使用する場合は、前記2の場所〔広島県福祉保健部保健医療局生活衛生室を除く。〕において確認証明を受けたもの。）
- (五) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（現在の氏名と前記四の証明書類の氏名とが異なる場合）

### 五 受験手数料

七千円

この手数料は、七千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた欄にはつて納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

### 六 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

### 七 携行品

#### 1 学科試験

受験票及び筆記用具

## 2 実地試験

ポリエステルに綿が三十五パーセント以上混紡された、男性用、長袖、白色無地の湿し込みにしたワイシャツ一着（形状記憶処理されているものは不可。指定のシャツと異なったものを持参したときは、減点の対象となる。）

## 八 合格者の発表

平成十九年十月三日（水）午前十時に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、受験者には文書で通知する。

## 九 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県福祉保健部保健医療局生活衛生室（電話〔〇八二二〕五一三―三〇九七〔ダイヤルイン〕）又は広島県各保健所（海田分室を含む。）
- 2 呉市保健所生活衛生課（電話〔〇八二三〕二五―三五三六）
- 3 竹原市福祉保健課（電話〔〇八四六〕二二―七二五七）
- 4 三原市市民生活課（電話〔〇八四八〕六七―六一七八）
- 5 尾道市生活環境課（電話〔〇八四八〕二五―七二三二）
- 6 福山市保健所総務課（電話〔〇八四〕九二八―一六四）
- 7 府中市保健課（電話〔〇八四七〕四七―一三一〇）
- 8 三次市かいてき環境室（電話〔〇八二四〕六一―六一三六）
- 9 庄原市保健医療課（電話〔〇八二四〕七三―一五五）
- 10 大竹市保健介護課（電話〔〇八二七〕五九―二四〇）
- 11 東広島市環境保全課（電話〔〇八二二〕四二〇―〇九二八）
- 12 廿日市市環境政策課（電話〔〇八二九〕三〇―九一三二）
- 13 江田島市環境課（電話〔〇八二三〕四〇―二七六八）
- 14 海田町保健センター（電話〔〇八二二〕八二三―四四一八）
- 15 熊野町生活環境課（電話〔〇八二二〕八二〇―五六〇六）
- 16 坂町環境防災課（電話〔〇八二二〕八二〇―一五〇六）
- 17 大崎上島町保健衛生課（電話〔〇八四六〕六一―〇三〇三）
- 18 世羅町環境整備課（電話〔〇八四七〕二二―四五一一）

## 十 その他

受験願書の請求は、前記四2の場所に行うこと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、八十円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。